

事例研究～中国ビジネス法務

商標の冒認出願に伴う悪影響と対応措置

北京市大地律師事務所 / 日本部
パートナー弁護士 法学博士 熊琳

自社が日本国内または海外において長年使用していた商標が、知らない間に中国の地場企業または個人により先に商標登録されてしまい、その結果、中国で自社の商標を使用することができなくなってしまふ…。多くの日本企業が中国において、このような厄介な問題に出くわしたことがあるのではないだろうか。

中国の企業または個人が本来の権利者に先んじて商標登録を出願する主な理由としては、私利（商標を高い値段で日本企業へ売りつける）または不正競争（日本企業の商品やサービスが中国市場に参入することを阻止する）の目的のために悪意による先願登録を行う点にあります（典型的な冒認出願※）。もちろん、中国の企業や個人の使用していた商標が、偶然にも日本企業の商標と同一であったり、類似しているということもあります。しかしこうした状況は、実際にはまれなケースと言えるでしょう。

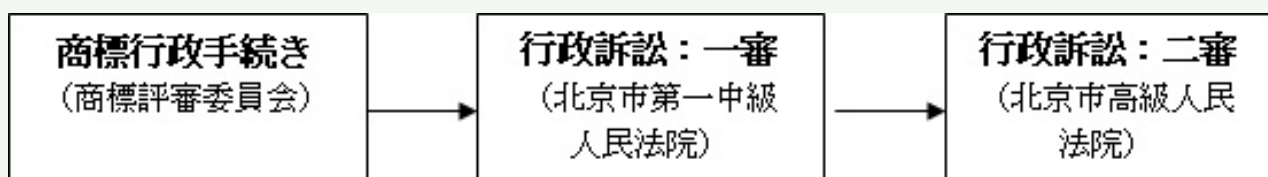
商標の冒認出願が引き起こす著しい悪影響としては、次のようなものが挙げられます。

▽中国の商標法においては、登録の原則として「先願主義」が採用されています（多くの国がこの原則を採用）。すなわち、同一もしくは類似の商品または役務に使用する同一または類似の商標については、先に出願をした者にのみ登録が認められます。したがって、日本企業が後日、同一または類似する商標について出願しようとしても、商標登録自体もできないという悲惨な結果になることが多いようです。

▽冒認出願された商標が登録されてしまうと、その商標権者は日本企業が中国で同一または類似の商標を使用することを禁止できます。使用が禁止される範囲は非常に広く、中国で製造される商品、中国へ輸入される商品、中国で用いられる取引文書や広告資料、そして名刺でさえ当該商標を使用することが禁止されます。そのため、当該商標に示される信用や知名度を基盤として、中国での業務を展開しようとする日本企業は、壊滅的な打撃を受けかねません。

ここでは、日本企業自身が最大限に自分を守ることが最も重要なこととなります。最もコストの低いやり方は、やはり日本企業自身が可能な限り早期に商標登録の出願を行うことでしょう。他方、既に冒認出願をされてしまった日本企業がまず採るべき対応策としては、中国の商標評審委員会に対する商標の取り消し（無効宣告）申請が挙げられます（商標行政手続き）。

多くの失敗例から考察すると、商標行政手続きに際しては、少々コストをかけてエビデンスを十分に収集し、しっかり対応されることをお勧めします。代理会社に任せてろくに調査をせず、書類のみを提出するような簡単な対応を行った場合は失敗するケースが大変多く、また、軽い気持ちで「仮にそれが失敗に終わったとしても、その後の行政訴訟で挽回すれば足りる」と考えている日本企業が少なくありませんが、これは大変軽はずみな考えですし、日本企業に不利益をもたらすと考えるべきです。その理由として、中国の訴訟制度において、行政訴訟は商標行政手続きを基礎として行われるため、行政訴訟で失敗を挽回できる余地は限られている点にあります。したがって、まず初めの商標行政手続きの段階から、十分な対策を講じることが何よりだといえます。



このため、商標行政手続きへの対応は、あらゆる点において専門性が非常に高い業務となります。適用される商標法の規定を正確に把握することから始まりますが、ポイントとなるのは証拠の周到な準備であることは言うまでもないでしょう。具体的には、案件に関する事実について十分な調査・検討を行った上、行政訴訟においての証拠に関する規則の要求を踏まえ、証拠が採用されるよう、可能な限り整理作業を丁寧に準備することが極めて重要です。なぜなら、これらの証拠の準備が商標行政手続きと行政訴訟への対応の土台となるからです。

もちろん、相手側が冒認出願した登録商標を買い取ったり、新たな商標に交換して使用することも対応策の一つですが、こうした方法は企業へ高い経済的な負担と名誉の損失を招くだけでなく、冒認出願者のよこしまな考えを助長し、その悪徳行為を放任することになります。当該行為がまん延すれば、さらに多くの日本企業の商標が冒認出願され、それらの企業が損害を被ることになるでしょう。現在、中国の商標に関する立法と司法の実践において、商標の冒認出願行為への取り締まりが強化されつつある状況を背景として、企業は毅然（きぜん）とした態度を持って対応されることをお勧めいたします。

※冒認出願＝特許権や商標権、意匠権などに対し、出願する権利のない者が登録出願し、権利を取得してしまうこと。

海航集団、スペインのホテル大手筆頭株主に＝73億円を追加出資

中国のニュースサイト財経網が8日伝えたところによると、中国航空大手の海南航空を傘下に持つ複合企業、海航集団はこのほど、スペインのホテル運営大手NHホテルズ・グループに5250万ユーロ（約73億1700万円）を追加出資し、筆頭株主となった。

衣料品チェーン「ザラ」「マッシモ・ドゥッティ」などを擁するスペイン小売り大手インディテックスの創業者、アマンシオ・オルテガ氏から株式5.5%を譲り受け、NHホテルズへの出資比率は25.5%に拡大した。

海航集団は2013年4月、ホテル運営ノウハウを獲得するため、NHホテルズ株20%を2億3400万ユーロで取得。NHホテルズの13年1～9月の業績は、赤字幅が前年同期より1030万ユーロ縮小。9月末時点の負債額は6億8600万ユーロ、前年同期から10億ユーロ減少した。（時事）

ネットサービスの搜狐、13年は増収減益

中国のポータルサイト新浪網が10日伝えたところによると、米ナスダック市場に上場する中国インターネットサービス大手の搜狐が発表した2013年暫定決算は、売り上げが前年比31%増の14億米ドル、純利益が同12%減の1億7000万ドルと、増収減益を計上した。

同時発表の13年第4四半期の決算は、売り上げが前年同期比29%増の3億8500万ドルに伸びた一方、純損益が400万円の損失となり、前年同期の6400万ドルの黒字から赤字に転落した。営業費用やネットゲームなど新商品の開発コスト拡大が利益を圧迫したという。（時事）

タイ・カシコン銀、深センなど海外5拠点新設へ＝「ASEAN+3」の事業強化

【バンコク時事】タイ大手カシコン銀行は10日、東南アジア諸国連合（ASEAN）10カ国に日中韓3カ国を加えた「ASEAN+3」域内に今年中に2支店、3駐在員事務所を開設する計画を発表した。5拠点の具体的な場所は明らかにしなかったが、支店の一つは中国・深センという。一方、同行は、国際部門の強化を図るため、海外事業部門と中国事業部門を統合し、「ワールドビジネス部門」を新設した。

国際部門の再編は、ASEAN経済共同体（AEC）発足を控え、「ASEAN+3」域内の商取引やサービス強化に取り組むのが目的。同部門は、海外・国境貿易、海外直接投資、タイ企業のAEC進出支援、外国人観光客向けサービス、海外支店経由の外国人向けサービスを提供していく。同行は新拠点の開設と再編の狙いについて「タイ国内の日中韓企業への貸付高ナンバーワン銀行の座を維持していくため」と説明した。